

議員提出第二十四号議案

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

民主党の小沢幹事長は、十一月十二日、韓国の民主党の丁世均代表と会談し、在日韓国人等の永住外国人への地方参政権付与について、その早期の実現を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところである。

参政権付与をめぐることは、民主党は二〇〇九年の政策集に「結党時の基本政策に「早期に実現する」と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院議員選挙マニフェストでは見送っている。

わが国には、永住権を持つ外国人が九十一万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意志決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第十五条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第九十三条第二項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成七年二月二十八日の最高裁判所判決は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進八カ国（G8）を見ても、ロシアを除く七か国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第四条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考える。

よって、国会及び政府におかれては、永住外国人への地方参政権に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
国家戦略担当大臣	菅直人殿
総務大臣	原一博殿
法務大臣	千景子殿
外務大臣	岡田克也殿